

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">1. 被保険者の資格管理及び証関係(資格確認書、特定疾病受領証、限度額・減額認定証等)の交付に関する事務2. 保険料の賦課及び徴収に関する事務3. 被保険者の高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の保険給付に関する事務及び管理4. 愛媛県国民健康保険団体連合会との情報連携に係る業務5. オンライン資格確認等システムの資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 国民健康保険システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. 国保総合システム5. 国保情報集約システム6. 医療保険者等向け中間サーバー等7. しこちゅ～電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">1. 国民健康保険資格ファイル2. 国民健康保険賦課ファイル3. 国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法別表の135の項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71及び160の項</p> <p>【オンライン資格確認】 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	四国中央市市民部国保医療課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6017
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		業務上、特定個人情報を入手した際は、施錠できるキャビネットで保管し、廃棄作業を行う際にも複数人で確認を行いながら誤廃棄がないよう徹底している。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	----------	------------	----------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルの取扱いを行う業務にはユーザ認証を行っており、権限のない職員が利用できないようアクセス権限の発効・失効の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	国保医療課長 細川 哲郎	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II－1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	IV－8監査	—	○外部監査	事後	
令和3年9月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II－1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV－8監査	外部監査	内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-1-② 事務の概要	国民健康保険法に基づく以下の事務 1. 保険料の賦課及び徴収に関する事務 2. 国民健康保険加入者の資格状況の把握を行い、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の発行、送付 3. 国民健康保険加入者の病院での診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行い、管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理 4. 被保険者の属する世帯に対し、所得、人數の状況に応じて保険料の算出を行い、賦課・徴収 5. 保健事業にかかる事務	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格管理及び証関係(資格確認書、特定疾病受領証、限度額・減額認定証等)の交付に関する事務 2. 保険料の賦課及び徴収に関する事務 3. 被保険者の高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の保険給付に関する事務及び管理 4. 愛媛県国民健康保険団体連合会との情報連携に係る業務 5. オンライン資格確認等システムの資格履歴管理業務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和7年12月1日	I-1-③ システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険料システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納消込システム 6. 滞納整理システム 7. 次期国保総合システム 8. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等 7. しこちゅ～電子申請サービス	事後	
令和7年12月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民健康保険者情報ファイル	1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険賦課ファイル 3. 国民健康保険給付ファイル	事後	
令和7年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法第9条第1項及び別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法別表の135の項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条	事後	現行の番号法に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第42項・第43項・第44項・第45項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条・第25条の2・第26条 ※番号法別表第二 第45項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第1項・第2項・第3項・第4項・第5項・第9項・第12項・第15項・第17項・第22項・第26項・第27項・第30項・第33項・第39項・第42項・第46項・第58項・第62項・第78項・第80項・第87項・第88項・第93項・第97項・第106項・第109項・第119項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第8条・第10条の2・第11条の2・第12条の3・第15条・第19条・第20条・第25条・第33条・第41条の2・第43条・第44条・第46条・第49条・第53条・第55条の2・第59条の3 ※番号法別表第二 第30項・第33項・第39項・第46項・第58項・第88項に係る主務省令は未制定。</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71及び160の項</p> <p>【オンライン資格確認】 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年12月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年12月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。